

智頭町議会定例会会議録

令和6年9月9日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第65号 令和5年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第66号 令和5年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第67号 令和5年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第68号 令和5年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第69号 令和5年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第70号 令和5年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10. 議案第71号 令和5年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11. 議案第72号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第12. 議案第73号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第13. 議案第74号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第75号 令和5年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第76号 令和5年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第64号 専決処分について
- 第17. 議案第77号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第18. 議案第78号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

- 第 19. 議案第 79 号 令和 6 年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 20. 議案第 80 号 令和 6 年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 21. 議案第 81 号 令和 6 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 22. 議案第 82 号 令和 6 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 23. 議案第 83 号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 24. 議案第 84 号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第 25. 議案第 85 号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第 26. 議案第 86 号 財産の取得について
- 第 27. 陳情について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 諸般の報告
- 第 4. 議案第 65 号 令和 5 年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5. 議案第 66 号 令和 5 年度智頭町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6. 議案第 67 号 令和 5 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7. 議案第 68 号 令和 5 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8. 議案第 69 号 令和 5 年度智頭町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9. 議案第 70 号 令和 5 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 10. 議案第 71 号 令和 5 年度智頭町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

の認定について

- 第11. 議案第72号 令和5年度智頭町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第12. 議案第73号 令和5年度智頭町公共下水道事業会計決算の認定について
- 第13. 議案第74号 令和5年度智頭町農業集落排水事業会計決算の認定について
- 第14. 議案第75号 令和5年度智頭町水道事業会計決算の認定について
- 第15. 議案第76号 令和5年度智頭町病院事業会計決算の認定について
- 第16. 議案第64号 専決処分について
- 第17. 議案第77号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第3号）
- 第18. 議案第78号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第19. 議案第79号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第20. 議案第80号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21. 議案第81号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第22. 議案第82号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）
- 第23. 議案第83号 智頭町国民健康保険条例の一部改正について
- 第24. 議案第84号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 第25. 議案第85号 智頭町教育委員会委員の任命について
- 第26. 議案第86号 財産の取得について
- 第27. 陳情について

1. 会議に出席した議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 北川 貴 将 | 2番 仲 井 莖 |
| 3番 西 尾 寿 樹 | 4番 岡 田 光 弘 |
| 5番 宮 本 行 雄 | 6番 田 中 賢 |

7番 谷口 翔馬
9番 岩本 富美男
11番 安道 泰治

8番 波多 恵理子
10番 大河原 昭洋
12番 谷口 雅人

1. 会議に欠席した議員（0名）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	金 兒 英 夫
副 町	長	矢 部 整
教 育	長	田 中 靖
病 院 事 業 管 理 者		葉 狩 一 樹
総 務 課	長	國 岡 厚 志
企 画 課	長	迎 山 恵 一
税務住民課長兼水道課長		西 川 公 一 郎
教 育 課	長	竹 内 学
地 域 整 備 課	長	酒 本 和 昌
山 村 再 生 課	長	山 本 進
地 籍 調 査 課	長	原 田 誠 之
福 祉 課	長	山 本 洋 敬
会 計 課	長	前 田 美 由 紀
総 務 課 参 事		國 岡 ま ゆ み
病 院 事 務 部	長	福 安 教 男
代 表 監 査 委 員		小 林 新

1. 会議に出席した事務局職員（3名）

事 務 局 長	福 安 充 子	書 記	古 田 光 一
書 記	山 崎 里 奈		

開 会 午 前 1 0 時 3 0 分

開 会 あ い さ つ

○議長（谷口雅人） 　　ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、令和6年第3回智頭町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（谷口雅人） 　　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、9番、岩本富美男議員、
10番、大河原昭洋議員を指名します。

日程第2．会期の決定

○議長（谷口雅人） 　　日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間としたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 　　異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの11日間と決定しました。

日程第3．諸般の報告

○議長（谷口雅人） 　　日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、令和6年7月分から8月分の例月出納検査報告書が提出されました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、陳情の処理経過及び結果について智頭町長から報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、智頭町長から、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度健全化判断比率について及び令和5年度資金不足比率についての報告がありました。お手元に写しを配付しておりますのでご承知ください。

次に、今期定例会の説明員につきましては、9月2日付をもって、町長、教育長並びに代表監査委員に出席の要求をしております。

次に、前定例会以降、議長等の動静については、お手元に配付しておりますので、後ほどご覧いただき、議会活動、また議員活動に資していただければと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4．議案第65号から日程第26．議案第86号まで 23案
一括上程

○議長（谷口雅人） 日程第4、議案第65号「令和5年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程第26、議案第86号「財産の取得について」までの23議案を一括して議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

金兒町長。

○町長（金兒英夫） 本日ここに、令和6年第3回定例町議会を招集しましたところ、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、今期定例会に提案しました諸議案の審議をいただくに当たり、その概要を説明します。

議案第64号は、専決処分についてです。

議案第64号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第2号）については、7月の豪雨で被災した町道及び農業用水路の復旧に要する経費を計上しており、1,475万円の増額補正となっています。

議案第65号から議案第76号までは、令和5年度一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算認定を求めるものです。この12議案については、去る7月29日から8月6日までの間、町監査委員による審査を受けましたので、その意見

を添えて本議会の認定に付すものです。

次に、議案第77号から議案第82号までは、補正予算についてです。

まず、議案第77号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第3号）について、主なものを説明します。

各費目に共通して、10月から郵便料金が改定されることに伴う通信運搬費の調整を、また、年度後半の時間外勤務手当所要見込額を計上しています。

総務費の一般管理費では、国の機関へ派遣している職員の家賃助成を、まちづくり推進費では、移住定住促進事業の事業費組み替えを計上しています。

諸費の諸税等還付金では、過年度分国県支出金返還金の増額を計上しています。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード特急発行用顔写真撮影アプリの購入に要する経費を計上しています。

民生費の社会福祉総務費では、印刷製本費の増などに伴う国民健康保険事業特別会計繰出金の増額を、老人福祉費では、企業版ふるさと納税に係る地域活性化政策補助金を計上するとともに、人件費の調整などに伴う介護保険特別会計繰出金の増額のほか、郵便料金改定に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

老人福祉センター管理費では、自動ドア修繕料を、同和対策費では、修学奨励金及び就学支度金の増額を、社会福祉施設費では、本折隣保館の消防施設修繕に係る経費を計上しています。

子育て支援推進費の子育て推進事務では、智頭農林高等学校生徒通学費補助金の増額を、放課後児童クラブ事業では、AEDパッド等の交換による消耗品費の増額を、また、窓ガラス破損に伴う修繕料の増額を、子育て支援センター事業では、消防施設修繕に要する経費をそれぞれ計上しています。

保育園費のちづ保育園事務費では、冷凍庫等修繕に要する経費を計上しています。

生活保護総務費では、制度改正に伴うシステム改修委託料を計上しています。

衛生費の予防費では、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料の増額を計上しています。

農林水産業費の農業振興費、鳥獣等被害防止事業では、ツキノワグマ出没時の対応に要する経費の増額を、中山間地域等直接支払交付金事業では、対象農用地の増に伴う交付金の増額をそれぞれ計上しています。

農業集落排水費では、令和6年度消費税の中間申告納付金の増額及び人件費の調整に伴い、農業集落排水事業会計繰出金を増額しています。

林業振興費の森づくり作業道整備事業では、6月から7月にかけて発生した豪雨被害に伴う作業道の維持改良支援補助金の増額を、森林セラピー事業では、セラピーロードの施設修繕に要する経費の増額のほか、セラピーロード改修事業負担金の増額を、林業費の林道維持管理事業では、堆積土砂撤去手数料の増額をそれぞれ計上しています。

土木費の土木総務費では、申請数の増加に伴う木造住宅耐震診断事業委託料の増額を、道路維持費では、町道に係る修繕料及び土砂撤去手数料の増額を、下水道事業費では、令和6年度消費税の中間申告納付金の増額及び人件費の調整に伴う公共下水道事業会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

教育費の社会教育総務費、遺跡発掘事業では、会計年度任用職員人件費の増額のほか、坂原地区復旧治山工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託料の増額などを計上しています。

文化財整備活用費では、旧山形小学校屋根緊急修繕に要する経費のほか、史跡智頭往来志戸坂峠越災害復旧工事施工中の箇所が7月の豪雨により一部崩落したため、復旧工事に伴う設計監理委託料及び工事請負費などの増額を計上しています。

以上、今回の一般会計補正予算額は、5,727万2,000円の増額であり、補正後の予算総額は、70億8,831万9,000円となります。

議案第78号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）では、保険証廃止に伴い、通知用封筒を印刷する経費などを計上しています。

議案第79号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）では、デイサービス利用の増加に伴う高額介護予防サービス費及び令和5年度国庫負担金ほかの返還のための過年度還付金の増額を計上しています。

議案第80号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、郵便料金改定に伴う通信運搬費の増額を計上しています。

議案第81号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第82号 令和6年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第1号）では、令和6年度消費税の中間申告納付金の増額及び人件費の調整をそれぞれ計上しています。

次に、条例案件について説明します。

議案第83号 智頭町国民健康保険条例の一部改正及び議案第84号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、人事案件です。

議案第85号 智頭町教育委員会委員の任命については、現委員、河村郁子氏の任期が令和6年9月30日で満了となることに伴い、引き続き同氏を任命したいので、本議会の同意を求めるものです。

最後に、その他案件について説明します。

議案第86号 財産の取得については、給食配送車1台を取得することについて、議会の議決を求めるものです。

以上、本議会に提案しました議案の概要を説明しました。詳細については、主管課長及び担当者をもって説明させますので、よろしく審議いただきますようお願いいたします。

○議長（谷口雅人） 提案理由の説明は終わりました。

次に、日程第4、議案第65号 令和5年度智頭町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第15、議案第76号 令和5年度智頭町病院事業会計決算の認定についてまでの12議案は、審査意見書が提出されております。この際、監査委員の審査意見の報告を求めます。

小林代表監査委員。

○代表監査委員（小林 新） ただいまご指名をいただきました代表監査委員の小林です。本日は、お手元にお配りしています令和5年度智頭町決算審査意見書概要版に沿って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、概要版の1ページをご覧ください。

まず、一般会計、特別会計、決算及び基金運用状況審査。

審査の結果。審査意見書の第1から第6に掲げる記載事項のとおり、審査を実施した限りにおいて、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び決算書類は、いずれも関係法令等に準拠して作成されており、記載された計数は、正確であるとともに、歳入歳出予算の執行状況についても、おおむね適正であると認められた。

また、基金の運用状況に関する調書の計数は正確であり、基金は設置目的に沿って適正に運用されていると認められた。

2、審査の意見。

全会計の決算概況について、一般会計及び特別会計6会計の総計予算現額に対し、総決算額は、歳入が89億1,543万3,000円、歳出が87億1,906万5,000円で、総計決算額の総計予算現額に対する割合は、歳入は92.9%、歳出は90.9%となっている。総計決算額を前年度と比較すると、歳入で6億4,141万3,000円、6.7%、歳出で4億2,840万6,000円、4.7%それぞれ減少している。

収支状況については、実質収支は、一般会計が4,286万5,000円、特別会計が7,808万8,000円で、合計1億2,095万4,000円の黒字となっており、単年度収支は2億165万4,000円、一般会計が9,024万2,000円、特別会計が1億1,141万2,000円のそれぞれ赤字となっている。

総計決算額及び総計決算収支は、次表のとおりであります。

続きまして、2番目、一般会計の決算状況について。

歳入が68億6,161万5,000円、歳出が67億4,333万6,000円で、歳入歳出差引き額は1億1,827万9,000円となっている。

決算額を前年度と比較すると、歳入で1,364万9,000円、0.2%の減、歳出で8,068万9,000円、1.2%増となっている。この結果、実質収支は4,286万5,000円の黒字となっている。

また、単年度収支は9,024万2,000円の赤字、実質単年度収支は8,858万9,000円の赤字となっている。

一般会計の決算収支は、次表のとおりであります。

(1) 歳入の概況について。

普通会計決算ベースにおける財源別構成を見ると、前年度に比べ、自主財源は、分担金及び負担金などが減少したけども、町税などが増加したことにより、4,188万8,000円、4.0%増加し、10億9,276万9,000円となっている。

依存財源は、地方交付税などが増加したが、国庫支出金などが減少したことにより、5,424万6,000円、0.9%減少し、57億4,885万6,0

00円となっている。この結果、行政活動の自主性と財政基盤の安定性を示す指標である歳入総額に対する自主財源の構成比率は、前年度の15.3%から16.0%と、自主財源の比重が0.6ポイント高くなっている。令和4年度県内調査の平均値24.6%と比べてみても低水準であり、依存財源の割合が高い財政構造となっている。

また、一般財源と特定財源の観点から見ると、前年度に比べ、一般財源は国庫支出金などが減少したけども、地方交付税が増加したことにより、2,208万8,000円、0.4%増加し、49億9,196万5,000円となっている。その結果、歳入総額に対する一般財源の構成比率、前年度の72.5%から73.0%と、一般財源の比重が0.5ポイント高くなっている。

そして、調定額に対する収入済額の比率は99.8%で、前年度99.7%と比べ、0.1ポイント上昇し、収入未済額は1,427万7,000円で、前年度に比べ、184万8,000円、11.5%減少している。

主な収入未済額は、款別で見ると、町税が981万円、過年度精算金が364万8,000円となっている。持続的な財政運営を行うためには、自主財源を確保する取組が重要である。一般財源でもあり、自主財源の根幹をなす町税の収入未済額は前年度に比べ減少しているが、引き続き、収入の安定確保と町民負担の公平性に留意し、財源確保に努められたい。

自主財源と依存財源及び一般財源と特定財源の分類は、次表のとおりであります。

また、歳入の予算執行状況についても、次表のとおりであります。

(2) 歳出の概況について。

普通会計決算ベースにおける経済的性質を基準として分類した性質状況を見ると、義務的経費は、前年度に比べ扶助費は減少したけども、人件費及び公債費が増加したことにより、450万8,000円、0.2%増加し、25億2,149万円となり、投資的経費が普通建設事業及び災害復旧事業の全てが増加したことにより、1億5,057万1,000円、18.4%増加し、9億7,001万8,000円となっている。

その他の経費は、物件費、補助費などが増加したが、積立金及び繰出金が減少したことにより、7,262万円、2.2%減少し、32億3,180万7,000円となっている。

なお、歳出における構成比率は、前年度に比べ、義務的経費 37.5%から 0.4ポイント、その他の経費 48.1%が 1.7ポイントそれぞれ低下し、投資的経費 14.4%が 2.1ポイント上昇している。今後においても、事務事業の見直しを進める中で、経費の一層の縮減を図りながら、財源の重点的・効果的な配分に努められたい。

性質別経費の決算状況は、次表のとおりであります。

続きまして、5 ページ、3、特別会計の決算状況について。

令和5年4月1日から、簡易水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業会計が地方公営企業法の財務規定を適用したことにより、令和5年度の特別会計は6会計となっている。特別会計6会計のうち、単年度収支において黒字となっているのが後期高齢医療事業の1会計、収支均衡しているのが、公共用地先行取得事業及び介護保険サービス事業の2会計、赤字になっているのは、国民健康保険事業、住宅資金等貸付事業及び介護保険事業の3会計である。

一般会計からの繰入金は、住宅資金等貸付及び公共用地先行取得事業の4会計で1億8,595万4,000円を受け入れており、前年度に比べて、後期高齢医療事業1会計が増加している。

また、国民健康保険事業、住宅新築資金貸付事業及び介護保険事業の3会計で4,603万1,000円の収入未済額が、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢事業の3会計で163万8,000円の不納欠損額が生じている。

特別会計は、本来、特定の財源をもって、特定の歳出に充てるものであるから、一般会計の繰り出しに当たっては、その必要性を十分検討し、縮減に努めるとともに、各会計においても、引き続き事業運営の一層の効率化に取り組み、町民の負担の公平を損なう収入未済額及び不納欠損の解消に努められたい。

一般会計の繰り入れ状況、決算収支及び歳入決算の状況は、次表のとおりであります。

続きまして、6 ページの4、普通会計の財政指標について。

普通会計における主要な財政指標は、前年度に比べると、財政力の強弱を示す財政力指数3か年平均は、0.00ポイント低下して0.188ポイント、県内市町村平均は0.26ポイント、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は2.3ポイント上昇し、96.0%、同88.2%、財政運営の健全性を判断する実質収支率は2.3ポイント低下し1.1%、同7.3%、公債費負担比率は0.5

ポイント上昇し、15.1%、同14.0%となった。

経常収支比率は、依然90%を超えた状況が続いており、財政力の脆弱化、財政構造が硬直した状態であることを表しています。経常収支比率が高くなると行政需要の変化に適切に対応することが困難になると考えられることから、厳しい財政運営が今後も続くと予想される中、想定されない事態に対し迅速に対応するためにも、今後も引き続き、一般財源の確保と事務事業の見直しにより、経常的経費の縮減を図ることにより、財政の弾力性を確保し、持続可能な財政構造の確立に努めていく必要がある。

主な財政指標の推移及び経常収支比率の状況は、次表のとおりであります。

5番目、決算審査に係る総括意見。

本町の今後の財政運営は、歳入については、人口減少、少子高齢化社会を迎え、町税の減収は避けがたく、国において、財政健全化目標の達成のために地方交付税等について厳しい調整が行われることが予想され、歳入面において一段と厳しさを増すことが予想される。

一方、歳出面では、人口減少対策事業費及び老朽化施設の長寿命化対策を含む投資的経費の増加、また、少子高齢化に伴う社会保障関係の扶助費をはじめ、人件費、公債費など義務的経費も高い水準で推移することが見込まれることから、一層厳しい財政状況が続くという予想され、今後数年間は、基金の繰り入れや町債の発行に頼らざるを得ない財務体質になることが想定されている。このような状況下において、町の財政運営については、常に中長期的な展望の下、財政規律を維持しつつ、行政サービスの確保と町財政の健全化を同時に実現する必要がある。そのためには、債権回収の効率化をはじめとする自主財源の確保の取組、限りある財源や人的資源等を最大限に活用し、施策・事業の選択、業務の見直しを推進され、効率的・効果的な事業執行に努めることが不可欠であり、引き続き、最小経費による最大効果を期待できる行財政改革に取り組むことで、持続可能な行財政運営に努められたい。

続きまして、8ページの公営企業会計決算審査。

1番目、審査の結果。

決算審査意見書の第1から第5までの記載事項のとおり審査した限りにおいて、審査に付された5事業会計の決算書表は、いずれも地方公営企業法及び関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつ正確であり、経営成績及び財政状態を適正に

表示していると認められた。

また、予算はおおむね適正に執行されると認められる。

審査の意見。

1、各会計総括。

本事業会計の経営成績、財政状態は次表のとおりである。

令和5年度における5事業会計の事業収益合計24億5,353万8,000円、事業費用合計24億7,745万3,000円で、当年度純損益は2,391万5,000円の損失となっている。

当年度純損益は、水道事業、公共下水道事業、農業排水事業は純利益、病院事業、簡易水道事業会計が純損失となって、未処分利益剰余金合計は27億9,305万5,000円の欠損金となっている。

地方公営企業の特別会計においては、その経費は原則として、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならない。独立採算地方財政法第6条法務とされている。しかしながら、水道事業、病院事業会計を除く3事業会計は、事業の根幹となる営業収益の各事業収益に対する割合がいずれも3割以下となっている。一般会計からの繰入金の合計は、9億8,573万5,000円、収益的収入に関わる繰入合計は4億8,828万1,000円、資本的収入に関わる繰入金合計が4億9,745万4,000円で、総務省が規定する繰出基準に基づく基準内繰出金は8億7,950万4,000円であり、基準外繰入金は1億623万1,000円となっている。

各事業を取り巻く経営環境を見ると、施設等の老朽化、耐震化に伴う事業費用の増加及び医師、看護師に対する給与費、医療機器の維持管理に関わる経費など、医業費用が増加する一方、人口減少等による料金収入が減少する中で厳しさが増していくことが想定される場所である。

地方公営企業は、常に企業としての経済性を発揮する中で、住民の生活に欠くことのできない社会資本を整備し、公共の福祉の増進を図ることをその使命としており、経営戦略、経営強化プラン等を踏まえて、計画的かつ効率的な事業運営を実施し、質の高いサービスが提供されることを望むものである。

なお、各事業会計の経営成績及び今後の事業運営につきましては、次のとおりであり、今回は説明を省略させていただきます。

以上で、令和5年度決算及び基金運用状況の審査意見の説明を終了させていた

だきます。

最後に、今般の審査意見書作成に当たり、協力いただいた関係職員の皆様にはこの場を借りてお礼を申し上げます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口雅人） 小林代表監査委員の報告は終わりました。

議案第65号から議案第76号までの12議案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

議案第65号から議案第76号までの12議案については、委員会条例第5条の規定により、この際、議長を除く議員11名で構成する決算特別委員会を設置し、会議規則第39条第1項の規定により、これに付託して審査したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、本案は決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時02分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど設置しました決算特別委員会の互選の結果、正・副委員長が決まりましたのでご報告します。

委員長に、安道泰治議員、副委員長に宮本行雄議員、以上のとおりです。

日程第16、議案第64号 専決処分についてから日程第26、議案第86号 号財産の取得についてまでの11議案の補足説明及び質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条の規定により、一問一答で行います。

なお、発言時間について、会議規則第56条の規定により、議長において制限を設けることがあります。ご承知ください。

日程第16、議案第64号 専決処分についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案第64号 専決処分についてでございます。

専決処分書1ページをご覧いただきたいと思います。

令和6年8月20日付で専決処分を行っております。

令和6年度智頭町一般会計補正予算（第2号）でございます。

歳入歳出の総額を1,475万円増額し、それぞれ70億3,104万7,000円とするものでございます。

8ページをご覧ください。

災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業及び公共土木災害復旧事業で、7月の豪雨で被災した町道、農業用水路の復旧に要する経費を計上しており、1,475万円の増額補正となっています。

財源としましては、7ページのとおり、地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金及び町債で措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第17、議案第77号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第3号）の補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 補正予算書1ページをご覧ください。

議案第77号 令和6年度智頭町一般会計補正予算（第3号）、歳入歳出の総額に5,727万2,000円を増額し、それぞれ70億8,831万9,000円とするものです。

まず、歳出についてですが、別に配付をしております令和6年度9月補正予算概要と補正予算書により説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきたいと思います。

なお、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますが、ご了承ください。

各費目に共通して、10月から郵便料金が改定されることに伴う通信運搬費の調整を、そのほか一部を除いて、年度後半の時間外勤務手当所要額を計上しています。

それでは、補正予算書10ページの一般管理費から説明をさせていただきます。予算概要は1ページです。

総務費の一般管理費では、国の機関へ派遣されている職員の家賃助成を、まちづくり推進費の移住定住促進事業では、リフォーム助成、住宅家賃助成事業などの申請数増加による事業費の調整を、諸費の諸税等還付金では、過年度分の事業費精算に伴う、国、県支出金返還金の増額を、戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード特急発行用の顔写真撮影アプリの購入に要する経費をそれぞれ計上しています。

次は、民生費であります。

11ページの社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計への繰出金の増額を、老人福祉費では、企業版ふるさと納税に係る地域活性化政策補助金の増額を、また、人件費の調整に伴う介護保険特別会計繰出金の増額のほか、郵便料金改定に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額を計上しています。

老人福祉センター管理費では、自動ドア修繕料を、同和対策費では、修学奨励金及び就学支度金の増額を、社会福祉施設費では、本折隣保館の消防施設修繕に係る経費の増額をそれぞれ計上しています。

子育て推進事務では、智頭農林高等学校生徒通学費補助金の増額を、子育て支援センターでは、消防施設修繕に係る経費の増額を、放課後児童クラブでは、AEDパッド交換による消耗品及び窓ガラス破損に伴う修繕に係る経費の増額をそれぞれ計上しています。

12ページのちづ保育園事務費では、冷凍庫等修繕に要する経費の増額を、児童館費では、会計年度任用職員通勤手当の増額を、生活保護総務費では、制度改正に伴うシステム改修委託料の増額をそれぞれ計上しています。

次は、衛生費であります。概要は2ページとなります。

予防費では、高齢者の新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料の増額を計上しています。

次に、農林水産業費であります。

13ページの農業委員会費では、費用弁償の増額を、中山間地域等直接支払交

付金事業では、対象農用地の増に伴う交付金の増額を、鳥獣等被害防止事業では、ツキノワグマ出没時の対応に要する経費の増額を、農業集落排水事業では、令和6年度消費税の中間申告納付金の増額及び人件費の調整に伴い、農業集落排水事業会計繰出金の増額を、森づくり作業道整備事業では、7月に発生した豪雨被害に伴う智頭材搬出道維持改良支援事業費補助金の増額を、森林セラピー事業では、セラピーロードの施設修繕の増額のほか、セラピーロード改修事業負担金の増額を、林道維持管理事業では、堆積土砂撤去手数料の増額をそれぞれ計上しています。

次に、土木費であります。

14ページの土木総務費では、申請数の増加に伴う木造住宅耐震診断事業委託料の増額を、道路維持費では、町道に係る修繕料及び土砂撤去手数料の増額を、下水道事業費では、令和6年度消費税の中間申告納付金の増額及び人件費の調整に伴う公共下水道事業会計繰出金の増額をそれぞれ計上しています。

次に、教育費であります。

14ページから15ページにかけての社会教育総務費では、人件費の調整のほか、坂原地区復旧治山工事に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託料の増額を、文化財整備活用費では、旧山形小学校屋根緊急修繕に要する経費のほか、史跡智頭往志戸坂峠越災害復旧工事施工中の箇所が7月の豪雨により一部崩落したため、復旧工事に伴う設計監理委託料及び工事請負費などの増額をそれぞれ計上しています。以上、合計5,727万2,000円の増額補正となっております。

歳入につきましては、予算書2ページのとおり、地方交付税、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金などの国庫補助金、しっかり守る農林基盤交付金などの県補助金、定住促進基金及び森林整備促進基金の基金繰入金をもって措置しております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

この議案に対する質疑は、歳入と歳出並びに債務負担行為の2区分に分けて行います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数を示してください。

まず、歳入の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

次に、歳出から債務負担行為の質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原昭洋議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊の11ページの老人福祉費地域活性化補助金という
ことで、135万円計上されておりますけど、これ説明では、企業版ふるさと
納税に係る補助金ということでありましたけども、内容をもう少し詳しく説明を
お願いします。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） ふるさと納税に係る地域活性化政策補助金について説
明をさせていただきます。

ふるさと納税の企業版で、ある企業を指定されて寄附された場合に、その企業
に補助金として交付するものでございます。このたび指定された企業が福祉関係
の企業であったため、老人福祉のほうで計上させていただいております。

○議長（谷口雅人） ほかにありませんか。

4番、岡田議員。

○4番（岡田光弘） 本冊の10ページの戸籍住民基本台帳費の備品購入費にな
ると思いますけども、提案理由の中で、マイナンバーカードの特急発行用の顔写
真撮影アプリの購入に要する経費という説明がございました。マイナンバーカー
ド申請してから交付されるまでに、おおよそ1か月から2か月とされております
けども、この特急用アプリというもので、1週間程度、最短で5日程度というこ
とでありますけども、これはどういった場合がこの要件を満たすものになります
でしょうか。

○議長（谷口雅人） 西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） ただいま議員のほうからご質問あり
ましたアプリにつきましてでございます。先ほど議員さんから説明があったよう

に、国では、今年12月2日から、申請から交付まで、通常1か月かかるカードを、おっしゃられたとおり、1週間程度でできるようにやるといふようになっております。この例につきましては、特に新生児の方、生まれてすぐに保険証が必要になってくると。それにマイナンバーカードで保険証になりますと、今の現状ですと、1月か2か月かかるということでは大変迷惑をかけるということで、今後予定しています特急発行につきましては、こういったアプリ等を使いまして、速やかに交付ができるようにするものでございます。

以上です。

○議長（谷口雅人）　ほかありませんか。

4番、岡田議員。

○4番（岡田光弘）　今の説明では、新生児でも速やかな発行ということでしたけど、私、聞いているところでは、海外からの転入者、それからカードを紛失した方に対する再発行の場合が対象になるというふうに聞いていますけども、マイナンバーカードの普及率を向上させるために交付期間を短縮するというのは、非常にいいことだと思いますので、これ、いかに住民の方にこういった短縮期間でのサービスを提供するかというのは大事なことじゃないかと思えますけども、この要件の緩和といいますか、皆さん、いまだにマイナンバーカードを交付されていない方に、早く交付できるようにすれば交付率も上がるというふうに考えますが、そのあたりの智頭町での要件緩和というのは、今のところは考えておられますか。

○議長（谷口雅人）　西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎）　ただいま要件の緩和ということですが、これ、これ国が進めている事業で、うちのほうでも発行しています。国のほうから下りた、そういった緩和につきましては、サービスとして提供させていこうというふうに考えております。

○議長（谷口雅人）　ほかありませんか。

5番、宮本議員。

○5番（宮本行雄）　提案理由でもありましたけれども、13ページ、農林水産業費の林業振興費負担金補助及び交付金、智頭材搬出道維持改良支援事業費補助金、これの路線は幾つぐらいあるんでしょうか、教えてください。

○議長（谷口雅人）　山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） 11路線を予定しています。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊11ページの老人福祉センター管理費で、自動ドアの修繕料ということで38万5,000円計上されているけども、こういった不具合が発生しているのか、その中身について教えてください。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 老人福祉センターの入り口、正面なんですけれども、これがちょっと自動ドアが動かなくなっておりまして、今、手動で開閉しているような状態です。これを修繕する予定としております。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

4番、岡田議員。

○4番（岡田光弘） 14ページの社会教育総務費の中の発掘委託料の増額がこのたび提案されていると思いますけども、増額の内容について教えてください。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 坂原地区復旧工事に伴う埋蔵文化財の発掘調査業務の増額になりますけども、当初予定していました発掘の試掘調査が思ったより深いところまで調査が必要だったということで、その分の増額となっています。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 本冊12ページの予防費です。予防接種委託料で1,535万5,000円計上されておりまして、説明では、高齢者のコロナワクチン接種の委託料ということでございまして、これは何人分を予定されているのか、そのあたりの説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 750人分を予定しております。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 750人分ということで、この時期に補正計上されているということは、やはり国の予算が確定したという認識でよろしかったでしょうか。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 当初予算では7,000円を予定していましたが、今回計上させていただいております。その分が増額になったということでございます。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 13ページの農業振興費で、これは謝金ですか、報償費、ツキノワグマ対策ということですが、2万円という金額というのが何頭分ということなんでしょうか。そのあたりについて、もう少し説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本山村再生課長。

○山村再生課長（山本 進） この謝金は、ツキノワグマ出没時の安全対策等に係る謝金で、銃の免許を持っておられる方に対してお支払いするものであります。1回当たり5,000円ということで、当初予算で2回分計上しておりましたが、これを4回分増やして、2万円ということになります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） すみません。先ほどの新型コロナの人数について訂正をさせていただきます。750人と1,100人、非課税と課税世帯で、合計が1,850人となります。失礼しました。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

最後に、債務負担行為も含め、再度、一般会計全般にわたっての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 4ページ債務負担行為です。智頭町スクールバス管理運営業務委託料ということで、令和7年度分が4,654万2,000円ということで、前年度に比べて約30万円かな、増額になっておりますけども、その内容について説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 30万円の増額ですか、令和5年度に比べましたら2

00万円弱ちょっと負担行為は減額になっていますけども、令和7年度は。

○議長（谷口雅人） 10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 令和5年度の予算では、確かに200万円ぐらい減額になっていると思うんですけど、令和6年度当初予算では、それに比べると、令和7年度というのが30万円ぐらい増額になっているように思うんですけど、その部分の説明をお願いしますと言っているんですけど。

○議長（谷口雅人） 竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） その減額の金額ですけども、修繕等が減額になっているということですか。増額の理由ですか。ちょっとすみません。後ほどちょっと説明させていただいてもよろしいでしょうか。ちょっと詳細が今の時点ではわかりませんので。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第18、議案第78号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第78号 令和6年度智頭町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）です。

補正予算書20ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ7億2,190万8,000円とするものです。

歳出につきましては、26ページをご覧ください。

保険証廃止に伴い、封筒を変更するための印刷製本費と郵便代の改定に伴う通信運搬費を増額措置しております。

歳入につきましては、25ページをご覧ください。

一般会計繰入金で措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第19、議案第79号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第79号 令和6年度智頭町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算書27ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,862万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ10億4,538万4,000円とするものです。

歳出につきましては、34ページをご覧ください。

一般管理費では人件費の調整を、高額介護予防サービス費相当事業費では、デイサービスの利用に係る扶助費を増額措置しています。

償還金では、令和5年度交付金の返還のため、償還金を増額措置しています。

歳入につきましては、32ページから33ページをご覧ください。

国庫支出金及び支払基金交付金、県支出金、繰入金、繰越金で増額措置しています。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、大河原議員。

○10番（大河原昭洋） 34ページの償還金です。過年度還付金ということで2,850万3,000円か、何かこの金額的にはちょっとかなり高額なのかなというふうな気がしているんですけど、事業が確定した、予算が確定したことによって云々ということだろうと思っているんですけど、高額になっている要因があれば説明をお願いします。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） これは、予定で交付金をいただいていた実績との差額ということですので、その償還が高額になった理由というのは、やはり見込みと

いうことになろうかと思うんですけれども、介護給付費の負担金がその中で一番多くて1,700万円ということになってはいますが、全体の金額が高額です。なので、こういった償還金というのは、毎年発生するかと思います。

○議長（谷口雅人） ほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第20、議案第80号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案第80号 令和6年度智頭町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

補正予算書38ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ18万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ1億2,494万5,000円とするものです。

歳出につきましては、44ページをご覧ください。

一般管理費で郵便代の改定に伴い、通信運搬費を増額措置しています。

歳入につきましては、43ページをご覧ください。

事務費繰入金で増額措置をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第21、議案第81号 令和6年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、公共下水道事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。なお、町長の提案理由と重複する説明がありますけれども、ご了承ください。

それでは、補正予算書1ページをご覧ください。

議案第 8 1 号 令和 6 年度智頭町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益を 1 3 6 万 5, 0 0 0 円増額し、2 億 6, 0 6 2 万 6, 0 0 0 円に、下水道事業費用を 1 3 6 万 5, 0 0 0 円増額し、2 億 6, 1 7 2 万 6, 0 0 0 円としております。

また、予算第 9 条に定めた職員給与費を 6 万 9, 0 0 0 円増額し、9 3 9 万 8, 0 0 0 円としております。

詳細につきましては、3 ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、令和 6 年度消費税の中間申告納付金額を計上しております。

また、総計につきましては、昇給に伴う手当並びに法定繰入を増額計上しております。これらの経費の財源につきましては、上段に記載のとおり、一般会計繰入金で措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 2 2、議案第 8 2 号 令和 6 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）の補足説明を求めます。

西川税務住民課長。

○税務住民課長兼水道課長（西川公一郎） それでは、農業集落排水事業会計補正予算の補足説明をさせていただきます。この補足説明につきましても、町長の提案理由と重複した説明となる場合がありますので、ご了承ください。

補正予算書 1 ページをご覧ください。

議案第 8 2 号 令和 6 年度智頭町農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）でございます。

収益的収入及び支出のうち、下水道事業収益を 2 4 2 万 4, 0 0 0 円増額し、2 億 4, 5 8 3 万円に、下水道事業費用を 2 4 2 万 4, 0 0 0 円増額し、2 億 4, 6 9 3 万円としております。

また、予算第9条に定めた職員給与費を8万1,000円増額し、600万2,000円としております。

詳細につきましては、3ページをご覧ください。

収益的支出につきましては、令和6年度消費税の中間申告納付金額を計上しております。

また、総経費につきましては、昇給に伴う手当並びに法定繰入を増額計上しております。これらの経費の財源につきましては、上段に記載のとおり、一般会計繰入金で措置しております。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第23、議案第83号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についての補足説明を求めます。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 議案書1ページ、議案説明資料は、1ページの上段をご覧ください。

議案第83号 智頭町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもので、内容としましては、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、返還に関する罰則規定が削除されることとなり、国民健康保険条例においても返還に関する罰則規定を削除するものです。

なお、施行期日は、令和6年12月2日とします。

以上です。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第24、議案第84号 智頭町行政手続における特別の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての補足説明を求めます。

國岡総務課長。

○総務課長（國岡厚志） 議案書3ページをご覧ください。併せて、議案説明資料1ページの下段もご覧いただきたいと思います。

議案第84号 智頭町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてです。

これにつきましても、先ほどの議案第83号と同様に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

概要につきましては、議案説明資料1ページ、概要にあるとおり、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報照会を行う事務、情報提供される特定個人情報の内容を定めた法の別表第2を廃止して、主務の省令で規定することにより、事務の効率化を図るものであります。

また、健康保険証が令和6年12月2日に廃止されるため、今後、特別医療費支給事務において、給付対象者の情報を得るためには、マイナンバーによる情報連携が必要となることから、当該事務を特定個人情報に扱う事務として加えるため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、議案書4ページから9ページをご覧ください。

施行の期日は、公布の日からであります。

以上で説明を終わります。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第25号、議案第85号 智頭町教育委員会委員の任命についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書 10 ページをご覧ください。

議案第 85 号 智頭町教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

令和 6 年 9 月 30 日で任期満了となります鳥取県八頭郡智頭町大字南方 664 番地、河村郁子。昭和 47 年 8 月 12 日生まれを引き続き任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、本議会の同意を求めるものでございます。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

日程第 26、議案第 86 号 財産の取得についての補足説明を求めます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） それでは、議案書、11 ページをご覧ください。

議案第 86 号 財産の取得についてでございます。

これは、8 月 1 日に入札執行しました給食配送車 1 台の取得につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

取得の内容ですが、取得する財産、給食配送車。取得する数量、1 台。取得の方法ですが、指名競争入札、4 社で執行しております。取得する価格ですが、税込 865 万 5,040 円でございます。取得する相手方は、鳥取県八頭郡智頭町大字智頭 640 番地 1、智頭石油株式会社。代表取締役、米井哲郎。

以上でございます。

○議長（谷口雅人） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第27. 陳情について

○議長（谷口雅人） 日程第27、陳情についてを議題とします。

今期定例会において、本日までに受理した陳情は、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであり、所管の常任委員会に付託しましたので報告します。

お諮りします。

各委員会審査等のため、9月11日から9月18日までの8日間を休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月18日までの8日間を休会したいと思います。

9月10日は、午前9時から本会議を開き、一般質問を行います。本会議中は委員会等を開き、付託案件等の審査をお願いします。来たる9月19日は本会議を開き、各委員会の報告を求め、質疑、討論並びに採決を行います。

教育課の答弁の保留がありますので、午後は13時本会議開会とします。議事録に記載が必要ですので、本会議を開きます。

以上で午前は終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時00分

○議長（谷口雅人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

竹内教育課長。

○教育課長（竹内 学） 失礼します。午前中の大河原議員の質問で即答できなかったことを本当に深くおわび申し上げます。

大河原議員のほうより、智頭町スクールバス管理運行業務委託料、令和6年度の予算と比較して、このたびの負担行為30万円の増額になっているのはどういう理由だということ、ちょっとその場でお答えできなくて、ちょっと答えとしまして、実績に基づく修繕料の増額ということが理由となります。

以上です。

○議長（谷口雅人） 山本福祉課長。

○福祉課長（山本洋敬） 午前中、ふるさと納税に係る地域活性化政策補助金の説明をさせていただきましたが、その中で、補助の対象となる者について、企業というふうに申し上げましたが、法人格を有する団体ということです。申し訳ございませんでした。

○議長（谷口雅人） ほかがございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口雅人） 質疑なしと認めます。

以上で本日の日程を全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午後 1時02分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

令和6年9月9日

智頭町議会議長 谷 口 雅 人

智頭町議会議員 岩 本 富 美 男

智頭町議会議員 大 河 原 昭 洋